

## 動物愛護管理法の主な改正事項

- ◇所有者等が遵守すべき責務規定を明確化
- ◇動物取扱業に関する規制強化
  - ・登録拒否事由を追加
  - ・環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
  - ・動物の販売場所を事業所に限定
  - ・出生後 56 日を経ない犬猫の販売等を制限
- ◇動物の適正飼養のための規制強化
  - ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
  - ・都道府県知事による指導、助言、報告徴取、立入検査等を規定
  - ・特定動物に関する規制強化
  - ・動物虐待に対する罰則の引上げ
  - ・獣医師による虐待の通報の義務化
- ◇都道府県等の措置等の拡充
  - ・動物愛護管理センターの業務を規定
  - ・動物愛護管理担当職員の拡充
  - ・所有者不明の犬猫の引取を拒否できる場合を規定
- ◇マイクロチップの装着等
  - ・犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着、登録を義務化
  - ・登録を受けた犬猫を所有した者の変更届出を義務化

## 動物愛護管理基本指針の主な改正事項

- ◇適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進
  - ・譲渡時、販売時等に、原則として繁殖制限をしなければならないことを説明
  - ・みだりな繁殖の防止徹底やマイクロチップの装着、遺棄の防止等により、犬猫の引取り数を更に減少
  - ・犬猫の殺処分数を透明性を持って戦略的に減少
  - ・地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理、必要な普及啓発を推進
  - ・団体譲渡の推進に向けた現状・課題を整理、対応を検討
  - ・返還・譲渡の促進に向けたセンターの施設整備を推進
  - ・虐待等の罰則強化、獣医師による通報の義務化の周知徹底
  - ・虐待の通報への対応等の明確化、体制構築について検討
  - ・終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう普及啓発を実施
- ◇周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止
  - ・地域猫活動の在り方を検討、適切な情報発信
  - ・所有者等のいない犬猫の発生を防止するために、無責任な餌やり行為が望ましくないことの普及啓発を強化
  - ・多頭飼育問題等への対応について、福祉部局等との連携を強化
  - ・特定動物に関する規制強化について、周知・遵守を推進

- ◇所有者明示（個体識別）措置の推進
  - ・マイクロチップ等の所有明示の必要性の啓発を推進
- ◇動物取扱業の適正化
  - ・登録制度の遵守に加え、新たな規制を着実に運用
  - ・動物取扱業者等の資質向上のための主体的な取組を推進
- ◇実験動物の適正な取扱いの推進
  - ・3 R の原則や飼養保管等基準の周知・遵守、遵守状況を把握・公表
- ◇産業動物の適正な取扱いの推進
  - ・地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化
- ◇災害対策
  - ・区市町村の地域防災計画等において、動物の取扱い等に関する位置付けを明確化、地域の実情に応じて必要な体制整備を推進
  - ・地域の特性に応じた平常時の準備、避難対策の周知等を推進
  - ・被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協働体制についての事前の体制整備を推進
- ◇人材育成
  - ・適正飼養に関する専門知識・技能等を保持する人材の育成

## 中間報告以降の主な新規取組事項

### 動物の相談・支援体制の整備促進

- ・『未来の東京』戦略ビジョン（令和元年 12 月策定）において、2030 年に向けた政策目標として、動物の相談支援体制の整備促進を設定
- ・「地域における動物の相談支援体制整備事業」に取り組む区市町村を、医療保健政策区市町村包括補助事業により支援（令和 2 年度開始）

### 保護・収容動物の適正な取扱い・譲渡の促進に向けたガイドブック

- ・殺処分ゼロの実現につながった様々な取組や保護収容した動物の適正な取扱いの考え方等について、関係者との共通理解を持つことを通じ、今後の取組をより充実したものとするとともに、連携や協力の輪をさらに広げるために策定（令和元年度）

### 風水害時におけるペットの同行避難への対応

- ・風水害時における各区市町村の対応状況や課題について調査を実施
- ・調査の結果明らかとなった課題への具体的な対応策を「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」に盛り込み、改定（令和元年度）

### 新型コロナウイルス感染症入院・宿泊療養時のペットに関する対応

- ・新型コロナウイルス感染症による入院・宿泊療養時に、ペットの預かり先がない場合の相談を受付（令和 2 年 5 月開始）
- ・入院・宿泊療養時に預かり先が見つからない場合は、動物愛護相談センターで緊急的に一時預かりを実施

### 大学との事業連携

- ・日本獣医生命科学大学主催の学園祭にブースを出展し譲渡 PR イベントを実施、東京農工大学と連携して動物愛護団体や事業者等を対象に動物由来感染症をテーマとしたシンポジウムを開催（令和元年度）
- ・東京農工大学が提案した「大学と自治体、企業、NPO の協働による高齢者の福祉向上を目指した動物との共生社会の実現と拠点形成」が令和 2 年度大学研究者による事業提案制度で採択、研究調査への支援、事業連携等を予定（令和 2 年度～令和 4 年度）